

人民元建て債券ファンド(愛称: 点心債)

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／債券

【設定日】 2011年7月28日

【決算日】 原則、3月、6月、9月、12月の各5日

時価急落銘柄への対応と今後の運用方針

人民元建て債券ファンドが投資する投資信託証券「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」において、9月11日から15日にかけて組入銘柄の一部が急落し、当ファンドの9月16日の基準価額が前日比4%下落しましたので、以下ご報告申し上げます。

9月12日に中国のインターネット・データセンター・プロバイダー運営会社である21ピアネット発行の点心債価格が大きく(前日比-14%)下落しました。「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」では、同社のクーポン6.875%2017年6月26日償還(8月末時点でのファンドにおける組み入れ比率: 21.98%)、クーポン7.875%2016年3月22日償還(同2.49%)の点心債2銘柄を保有しています。

ニューヨーク・ナスダック市場に上場している同社は、チャイナ・ユニコム、チャイナ・モバイルに次ぎインターネット・データセンター・プロバイダーの分野で中国第3位であり、クラウドの分野ではIBMとマイクロソフトと提携しています。

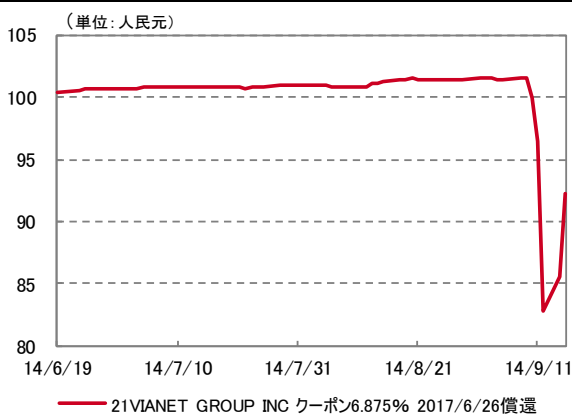
同社株式の空売りを仕掛けている投資家が10日にレポートを発表し、21ピアネットは事業を水増しして報告していると主張したことを受けて、同社の株価は9月8日の週に大幅に下落しました。21ピアネットは、反論のため11日に投資家向け電話会議を開催し空売り投資家の主張は事実無根と指摘しましたが、株価は下げ止まらず、同社の点心債価格も12日には大きく下落しました。その後、同社CEOが投資家向けレターにて改めて空売り投資家の主張を否定したこと等を受け、同社の株価は、9月12日、15日とナスダック市場で急反発し、点心債の価格もやや落ち着きを取り戻しています(9月16日と9月12日の比較 +11%)。

現在、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用を委託しているブルーデンス・インベストメント・マネージメントはこうした状況を注視しています。短期的には、21ピアネット発行の点心債価格の値動きは荒い状態が続くと思われませんが、現時点では同社債のクーポンと元本の支払いは予定通り行われるとの考えであり、2銘柄の保有を継続しています。今後とも状況を注視しつつ、運用を行う方針です。

(「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用会社からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成)

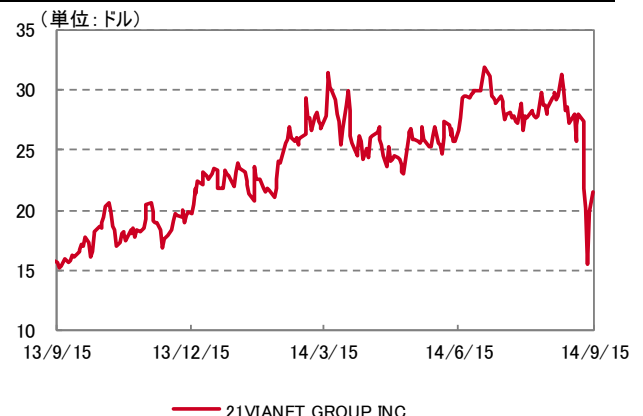
最大保有銘柄の推移

2014/06/19~2014/09/16



株価の推移

2013/09/15~2014/09/15



人民元建て債券ファンド(愛称: 点心債)

Ⅰ ファンドの特色

- 主として、「中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券」[※]等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
 - ※ 大半は、香港で発行されており、一般的にそれらは「点心債」と呼ばれています。
中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。
また、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します
 - 当ファンドは「UBPオポチュニティーズブルーデンスRMB インカムファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。
 - 原則として「UBP、オポチュニティーズブルーデンスRMB インカムファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- 2 人民元高による為替差益と債券投資による運用収益（インカムゲイン・キャピタルゲイン等）の獲得を目指します。
 - 上昇期待の強い人民元に投資することで、円安・人民元高による為替差益の獲得を目指します。
 - 人民元建て債券に投資を行いインカムゲインの獲得を目指すとともに、信用リスクの改善が見込める企業等の債券にも投資を行うことで、債券価格の上昇によるキャピタルゲインの獲得も目指します。
- 3 年4回決算を行い、安定的に分配を行います。
 - 決算日は原則、3月、6月、9月、12月の各5日。休業日の場合は翌営業日とします。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

Ⅱ 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

また、中国政府による海外への送金規制（海外からの投資規制）や課徴的な税制等の規制の導入、政策の変更等により、為替市場や有価証券市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

人民元建て債券ファンド(愛称: 点心債)

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ 主に香港市場における人民元為替取引は、オフショア人民元（CNH）の換算レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全に自由化されていないため、CNHと中国本土のオンショア人民元（CNY）の為替レートが連動しないことがあり、CNHとCNYの値動きは乖離する場合があります。
- ◆ 当ファンドは、投資信託証券を通じて中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券等を、実質的な主要投資対象としますが、債券の発行・流通市場の需給関係等によっては、組入れに時間がかかることがあります。したがって当ファンドは債券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※ 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日（半日休業日を含みます。）およびルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日（半日休業日を含みます。）が連続する期間（土曜日、日曜日を除きます。）ならびに当該期間開始日より3営業日前までの期間
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年6月6日まで（設定日 平成23年7月28日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させる場合があります。
決算日	原則、3月、6月、9月、12月の各5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。 ※平成26年12月1日以降は、交付運用報告書を、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付する予定です。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※ 後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

人民元建て債券ファンド(愛称: 点心債)

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に、 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0692% (税抜0.99%)を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p> <p>運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです(年率)。</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>税抜0.35%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>税抜0.60%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>税抜0.04%</td> </tr> </table>	委託会社	税抜0.35%	販売会社	税抜0.60%	受託会社	税抜0.04%
委託会社	税抜0.35%						
販売会社	税抜0.60%						
受託会社	税抜0.04%						
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.93% ※ 上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。						
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して概ね1.9992% (税込・年率) 程度となります。</p> <p>※ 当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.0692%(税抜0.99%)に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.93%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。</p>						
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用[※] 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 						

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 上記は平成26年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○		
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○				
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号： 03 (5290) 3519 ●営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。